

被保険者 各位

シチズン健康保険組合

2019年12月25日

健康保険組合被扶養者に関するお願い

日頃、健康保険組合活動にご協力を頂き、誠にありがとうございます。

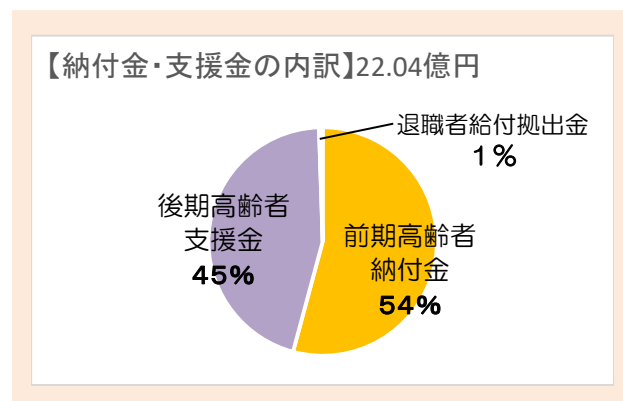
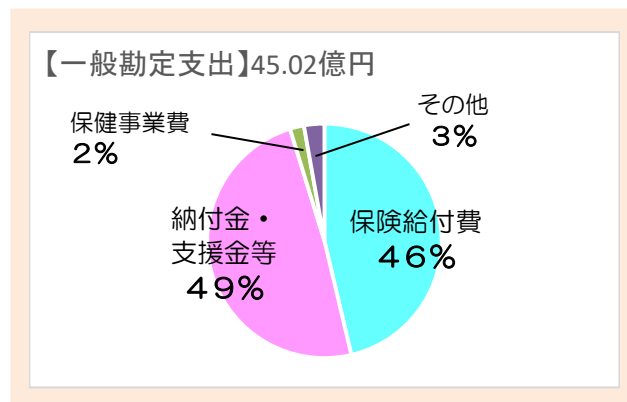
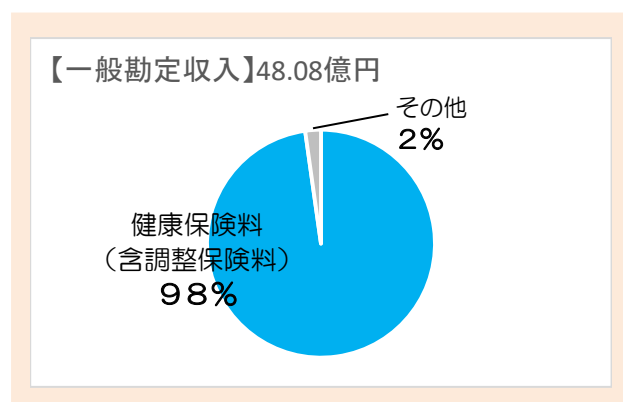
シチズン健康保険組合では、被保険者の皆様に平等に健康保険制度を使っていただく為に、毎年提出被扶養者調査を実施しております。本年度も皆様にご協力いただきまして、誠にありがとうございました。

今年度の調査に於いて、一部事業所で扶養の対象とならない家族を「被扶養者」と複数年にわたり申告していた事例がありました。

皆様に適正な被扶養者申請にご注意いただきたく、下記お伝えいたします。

まず、健保の収入支出状況に関して簡単にご説明します。

健保決算組合会で報告した通り、平成30年度決算に於ける健保の一般勘定収入は、組合員・事業主の皆様からお預かりしている保険料が98%を占めています。支出の内およそ半分(46%、20.9億円)は皆様が医療機関を受診した際の医療費等の保険給付費であり、残りの半分(49%、22.0億円)が納付金・支援金として国に納めています。



収支は黒字ですが、保険料率は9.7%と高めの水準にあります。

収入と支出の差額306百万円は、残金処分により別途積立金に入れています。

この納付金・支援金の内訳は、半分強の54%、11.9億円が前期高齢者納付金となっています。この納付金は、『自組合の組合員である65才から74才の前期高齢者の医療費が基準となっており、当健康保険組合ではその額の10倍から15倍の金額』を納付金として国に納めなければならず、健保財政に極めて大きな影響を及ぼしています。

前述の事例被扶養者に該当しない方を被扶養者と申請していた方ケースでは、被扶養者が65才以上の前期高齢者の方であった為、その方の医療費の10倍から15倍の金額を本来支払う必要のない納付金として支出したこととなりました。

当健康保険組が今後も存続し、被保険者の皆様に平等に健康保険制度を使っていただく為に、被扶養者調査の際には適正な回答をして頂き、対象から外れた場合には速やかに変更の届を出していただけるようお願い致します。

被保険者・被扶養者調査は、健康保険法による被保険者証の更新・検認の規則により実施されるものです。健康保険組合の扶養認定基準に該当しているか再確認し、給付対象者であるかを調査するために必要な調査となっております。

皆様の御理解、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

参考： シチズン健康保険組合 HP 「被扶養者にしたいとき」

https://www.citizenkenpo.or.jp/web/tetsuzuki/fuyousha_shitai.html

以上